

北海道告示第11620号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第18号に掲げるかにかご漁業(釧路総合振興局管内沖合海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和5年12月25日

北海道知事 鈴木直道

制限措置							許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可区分	備考	
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格				
かにかご漁業(はなさきがに及びくりがに)	浜中海域	釧海共第7号、第8号、第13号及び第14号共同漁業権漁場区域の40メートル以浅の海域	3月15日から9月30日までのうち108日以内であって、申請のあった期間	28隻	10トン未満	釧路総合振興局管内に住所を有する者	令和6年1月6日から同年2月5日まで	(1)	1. 許可の有効期間は、令和6年3月15日から令和7年3月14日までとする。	
同上	厚岸海域	釧海共第9号及び第15号共同漁業権漁場区域の40メートル以浅の海域	同上	29隻	同上	同上	同上		(2)	2. 起業の有効認可の期間は、令和6年3月15日から同年9月14日までとする。 なお、北海道漁業調整規則第8条の規定による当該起業の認可に基づく許可の有効期間は、許可の日から1に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする。
同上	昆布森海域	釧海共第10号及び第16号共同漁業権漁場区域の40メートル以浅の海域	同上	7隻	同上	同上			(3)	3. 申請書の提出先は、釧路総合振興局産業振興部水産課とする。
同上	釧路海域	釧海共第11号及び第17号共同漁業権漁場区域の40メートル以浅の海域	同上	14隻	同上	同上			(4)	4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、釧路総合振興局長を経由して知事に報告しなければならない。
同上	白糠海域	釧海共第12号及び第18号共同漁業権漁場区域の40メートル以浅の海域	同上	2隻	同上	同上			(5)	(2)漁獲されたはなさきがにには、必ず一度に全量を陸揚げし、所属漁業協同組合の指定する荷受機関の計量を受けなければならない。 (3)漁獲物の計量後は、はなさきがにを船内に保持してはならない。 (4)海中に敷設するかご数は、〇〇個以内(浜中海域は300個、厚岸海域は100個、その他の海域200個)でなければならない。 (5)海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付けなければならない。 (6)次に掲げるかにかが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 ア 脱皮直後のはなさきがに イ 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに ウ 甲幅13センチメートル未満のたらばがにの雄がに エ たらばがにの雌がに オ ずわいがに
										(7)つぶ類及びたご類が採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (8)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。